

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公開番号】特開2005-41875(P2005-41875A)

【公開日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-007

【出願番号】特願2004-214382(P2004-214382)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/40

A 6 1 K 31/401

A 6 1 K 31/404

A 6 1 K 31/41

A 6 1 K 31/4422

A 6 1 K 31/472

A 6 1 K 31/4965

A 6 1 K 31/517

A 6 1 K 31/55

A 6 1 K 45/08

A 6 1 P 3/06

A 6 1 P 9/10

A 6 1 P 9/12

【F I】

A 6 1 K 31/40

A 6 1 K 31/401

A 6 1 K 31/404

A 6 1 K 31/41

A 6 1 K 31/4422

A 6 1 K 31/472

A 6 1 K 31/4965

A 6 1 K 31/517

A 6 1 K 31/55

A 6 1 K 45/08

A 6 1 P 3/06

A 6 1 P 9/10

A 6 1 P 9/12

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a . 一定量のアトルバスタチン又はその医薬として許容できる塩；

b . 一定量のACE阻害剤又はその医薬として許容できる塩；及び

c . 医薬として許容できるキャリヤ又は希釈剤

を含む、医薬組成物。

【請求項 2】

a . 一定量のACE阻害剤又はその医薬として許容できる塩、及び医薬として許容できるキャリヤ又は希釈剤；及び

b . 一定量のアトルバスタチン又はその医薬として許容できる塩、及び医薬として許容できるキャリヤ又は希釈剤；

を含み、狭心症、アテローム硬化症、または高血圧と高脂血症との組み合わせの処置、または心臓リスク管理における、同時の、別々の、又は連続の使用のための組み合わせ製剤である医薬製剤。

【請求項 3】

アトルバスタチンのヘミカルシウム塩を含む、請求項1又は2に記載の医薬組成物または製剤。

【請求項 4】

前記ACE阻害剤が、ベナゼプリル、カプトプリル、エナラプリル、ホシノプリル、リシノプリル、ペリンドプリル、キナプリル、ラミプリル若しくはトランドラプリル、又はこれらの医薬として許容できる塩である、請求項1～3のいずれか1項に記載の医薬組成物又は製剤。

【請求項 5】

前記ACE阻害剤がラミプリル、又はその医薬として許容できる塩である、請求項1～3のいずれか1項に記載の医薬組成物又は製剤。

【請求項 6】

狭心症、アテローム硬化症、若しくは高血圧と高脂血症との組み合わせの処置、または心臓リスク管理のための医薬の製造における、

(a) アトルバスタチン又はその医薬として許容できる塩である第1化合物；

(b) ACE阻害剤又はその医薬として許容できる塩である第2化合物

の使用。

【請求項 7】

前記第1及び第2化合物が単一の医薬剤形に組み合わされている、請求項6に記載の使用。

【請求項 8】

前記第1及び第2化合物が別々の剤形にあり、同時の、または連続の投与に適用される請求項6に記載の使用。

【請求項 9】

第2化合物が、ベナゼプリル、カプトプリル、エナラプリル、ホシノプリル、リシノプリル、ペリンドプリル、キナプリル、ラミプリル若しくはトランドラプリル、又はこれらの医薬として許容できる塩である、請求項6～8のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 10】

第2化合物がラミプリル、又はその医薬として許容できる塩である、請求項6～8のいずれか1項に記載の使用。

【請求項 11】

哺乳動物において治療効果を得るためのキットであって、

a . 第1単位剤形中の、一定量のアトルバスタチン又は医薬として許容できる塩、及び医薬として許容できるキャリヤ又は希釈剤；

b . 第2単位剤形中の、一定量のACE阻害剤又は医薬として許容できる塩、及び医薬として許容できるキャリヤ又は希釈剤；及び

c . 前記第1剤形と第2剤形を含有するための容器手段
を含む、前記キット。

【請求項 12】

狭心症、アテローム硬化症、または高血圧と高脂血症との組み合わせの処置、または心臓リスク管理のための医薬の製造における、請求項11に記載のキットの使用。

【請求項 13】

前記ACE阻害剤がラミブリル、又はその医薬として許容できる塩である、請求項11に記載のキットの使用。